

告示

埼玉県告示第二百四十三号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第一項の規定による処分をしたので、同条第四項において準用する同法第十条第五項の規定により、公告する。

令和元年七月五日

埼玉県知事 上田清司

一 監督処分をした年月日

令和元年七月一日

二 監督処分を受けた建築士事務所の名称及び所在地、開設者の氏名（開設者が法人である場合にあつては、当該開設者の名称及びその代表者の氏名）、事務所の別並びに登録番号

名称	所在地	開設者の氏名	事務所の別	登録番号
和泉設計室	埼玉県北本市 大字下石戸下 千五百十八 七	上野 いずみ	二級建築士 事務所	埼玉県知事 登録（五）第 八五七一号

三 処分の内容

建築士事務所の登録の取消し

四 処分の原因となった事実

建築士事務所の開設者が建築士法第十条第一項の規定により免許取消処分を受けたため